

北条診療所の診療体制について

令和5（2023）年12月14日

福祉保健部国保医療課

この度、北条診療所において開始したオンライン診療及び北条診療所医師の退職による今後の診療体制について、下記のとおり報告します。

記

1 オンライン診療への取組について

県は、昨年度9月補正予算でオンライン診療に係る事業を進める予定で、昨年6月に各市町村に実施意向調査を行いました。市としても本市が運営する診療所において、今後医師がリタイヤした場合、代替りの医師を見つけることは非常に困難が予想されることから、今後の地域医療を見据えオンライン診療が一つの選択肢として有効になると考え、実施したい旨回答したものの、県は補正予算に緊急性がないとの理由で、上程しなかったと聞いております。

しかしながら、今年度は当初予算に4,315万円が計上され、県内どこにおいても適切な医療が受けられる体制を目指して、へき地におけるオンライン診療モデル事業がスタートしました。本市も事業採択され、下記事業を開始したところです。

① オンライン診療モデル事業

訪問診療など、通常は医師及び看護師が患者宅へ出向いて診療を行うが、看護師のみが患者宅を訪問し、タブレット端末やスマートフォン、遠隔聴診システムを活用し医師と患者間のオンライン診療をサポートします。

また、電子カルテを導入し、診療所のデジタル化を図り効率的な診療を実施します。

② 遠隔医療事務モデル実証事業

電子カルテを導入することによる、人件費の削減やこれまで来院して実施していた診療報酬請求書（レセプト）の点検をオンラインで実施します。

2 医療提供体制変更の経緯

令和5（2023）年4月11日、北条診療所医師から市内（旧ファストクリニック）で開業したいとの申し出を受けました。同時に、北条診療所で引き続き診療を行い、医療を通じて地域社会に貢献していく意向も示しました。そのため、医師退職の意向を市長に報告し、北条地域の医療提供の機会や質を極力落とすことがないように検討を進めてきたところです。

裏面へ

3 診療日時の変更について

医師の開業に伴い、診療日時の変更が次のとおりとなります。

【令和6(2024)年3月まで】	月	火	水	木	金
AM(9:00~12:00)	○	○	○	○	○
PM(15:00~16:30)	○	○	○	×	○



【令和6(2024)年4月から】	月	火	水	木	金
AM(9:00~11:30)	—	○	—	—	—
PM(14:00~15:30)	○	×	○	—	○

「○」：北条診療所で対面診療 「—」：電話又はオンライン診療 「×」：休診

・対面診療時間減少への対策

→電子カルテの導入に合わせ、看護師が事前にカルテへバイタル情報等を事前に入力を行うなど予診を強化し効率的な診療をすることにより、医師の負担を軽減します。

また、患者の状態に応じ可能な方の処方日数を伸ばし、来院を調整します。

・対面診療時間外の対応（北条診療所に看護師がいることが前提）

→急患対応について、北条診療所から樋口内科医院に連絡がつく場合は、電話やオンライン診療を実施し対応します。

・休日・夜間の対応

→終末期の患者がいる場合など、これまでどおり電話転送機能で適宜対応します。

4 医師の身分について

令和6(2024)年4月末をもって柏崎市職員を退職し、5月から市内扇町にて「樋口内科医院扇町」を開業する見込みのため、市の非常勤嘱託医として、北条診療所の管理者をお願いすることとします。

5 人員体制について

対面診療を継続実施するため、必要な看護師を引き続き配置します。対面診療以外の日時であっても、急患対応や電話相談に対応するため最低限1名は診療所で勤務し、他の看護師については、高柳診療所及び野田診療所での従事を考えております。

なお、医療事務については電子カルテ導入により2名から1名体制としますが、当該事務員が都合により勤務できない日は、市役所においてオンライン医療事務を実施します。

6 地域への周知方法

これまで、8月に北条地区総代会長、地元町内会長に説明を行い、10月には北条地区総代会へ説明を行ってまいりました。今後は、1月に北条地区の機関紙「山なみ」を通じて周知を図ることといたします。